

官報
號外
昭和四十八年七月

昭和四十八年七月九日

○第七十一回 參議院會議錄第二十七號

昭和四十八年七月九日(月曜日)

○議事日程 第二十九号

卷一百一十一

第一 アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案(安田隆明君外三名発議) (委員会審査省略要求事件)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙二君) これより会議を開きます。

フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する
決議案(安田隆明君外三名発議)（委員会審査省略）
要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案を議題といたします。

昭和四十八年七月九日 參議院會議録第二十七号

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

さんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。広島、長崎、ビキニと三たび原水爆の被害をうけた日本国民は、殘虐な大量殺りく兵器である核兵器の全面禁止をつよく内外に訴えてきた。しかるに、核兵器の禁止はいまだおこなわれず、その開発はつけられ核実験もくりかえされている。

今回のアメリカの地下核実験、および中国の大気圏核実験、ならびに予定されているフランスの大気圏核実験は、死の灰をもたらし、大気および海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく破壊するものとして嚴重に抗議し反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国のが兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面的な禁止協定が締結されるよう努めるとともに、アメリカ、中国およびフランス政府に対し、直ちに適切な措置を講すべきである。

右決議する。

白木義一郎	田代富士男	多田	省吾
中尾辰義	中原立	二宮文造	
三木忠雄	矢追秀彦	藤原房雄	
要林卓司	栗山恒雄	宮崎正義	
高山利次	中村藤井	山田徹	
喜屋武真榮	村尾恒雄	田淵哲也	
山田勇	河野謙三殿	中沢伊登子	一弘
		萩原幽香子	
		松下正寿	
		青島幸男	
		野末和彦	

○安田隆明君　ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案のアメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案について、提案者を代表してその趣旨を説明いたします。

はじめに案文を朗読いたします。

本院は、わが國が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。広島、長崎、ピキニと三たび原水爆の被害をうけた日本国民は、残酷な大量殺りく兵器である核兵器の全面禁止をつよく内外に訴えてきた。しかるに、核兵器の禁止はいまだおこなわれず、その開発はつづけられ核実験もくりかえされている。

幸い、先般行なわれました米ソ首脳会談では、互いに核戦争を避けるための核戦争防止協定が締結され、核兵器の全廃を願う世界の世論はいよいよ高まっていますが、このよくなきに、中国は突如として大気圏核実験を強行いたしました。これは、核兵器に反対する世界の世論を無視するものであり、断じて容認できないところであります。さらにまたフランスは、近く、南太平洋上において大気圏核実験を行なおうとしておりますが、これまた国際世論を無視し、核実験の廃止を求めるわが国民の願望を踏みにじるものであつて、われわれは全国民とともに強く反対し、國民もまた、本院に対し深い関心と注目を寄せて いるところです。

われわれは、核禁止に対する世界人類の願望と、わが全国民の悲願とするこの決議案が、わが参議院の良識の中で全党一致の共同提案決議たらんことをこいねがい、数次にわたり各党間の折衝を経けたのであります。共産党のみ主張を変え、これがため、ついに全党一致で共同提案の本決議案を提出するに至らなかつたことはまことに遺憾のきわみであり、さらにまた、本決議案の取り扱いをめぐり、議院の正常な運営に支障を来たすがごとき問題にまで波及するに至りましたことについても、深く遺憾の意を表するものであります。

以上決議案の趣旨を説明いたしました。

本決議案に対し、本院が全会一致をもつて御賛同あらんことを心からお願いする次第でございま

す。（拍手）
○謹長（河野謹三君） これより本案の採決をいた
します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○國務大臣(大平正芳君)　ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。

卷之三

政府は、これまで国のかんを問わず、また、その理由のいかんを問わず、核実験は停止されるべきである旨強く主張するとともに、当該国政府に對し嚴重抗議してまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、あらゆる国の核実験の停止、さらには核兵器の廃止の実現に向かつて関係国の理解と実行を促すべく、今後とも一そう積極的な努力を払う所存であります。（拍手）

○議長（河野謙三君） 本日はこれにて散会いたし

兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面的な禁止協定が締結されるよう努めるとともに、アメリカ、中国およびフランス政府に対し、直ちに適切な措置を講すべきである。

は、つづらず、持たず、持ち込まずの非核三原則を国民とともに堅持して今日に至つたのであります。

ることを要請するものであります。

ます。

午後五時十六分散会

五

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

喜屋武真榮君
内田 善利君
栗林 阜司君
中村 利次君
上林繁次郎君
木島 忠雄君
木島 則夫君
田代富士男君
川上 為治君
柏原 昭範君
小山 邦太郎君
永野 鎮雄君
桧垣徳太郎君
龜井 善彰君
石本 文兵衛君
安田 隆明君
丸茂 重貞君
大森 久司君
小笠 春彦君
植竹 銀木君
矢野 登君
高橋 邦雄君
古賀雷四郎君
河本嘉久藏君
渡辺一太郎君
高橋雄之助君
中津井 真君

久保田藤磨君
柳田桃太郎君
岩動 道行君
米田 正文君
大竹平八郎君
伊藤 五郎君
安井 謙君
郡 吉武
鍋島 直紹君
伊部 祐一君
片山 正英君
鶴崎 均君
山本茂一郎君
森中 守義君
中村 英男君
森 元治郎君
前川 旦君
平島 錢夫君
阿久根 登君
山崎 内藤謙三郎君
松永 忠二君
平島 錢夫君
藤原 道子君
鈴木 強君
辻 一彦君
須原 片岡勝治君
神沢 加藤進君
和田 静夫君
木内 柴立君
鬼丸 忠行君
志村 愛子君
芳文君
黒住 忠行君
正市君
田中 正君

木村 隆男君
船田 讓君
岡本 恒君
鹿島 俊雄君
柴田 米君
江藤 太郎君
平井 久常君
後藤 義隆君
迫水 堀見俊二君
川野辺 駕籠一郎君
又三君
前川 旦君
野々山 三三君
内藤謙三郎君
松永 忠二君
平島 錢夫君
藤原 道子君
鈴木 強君
辻 一彦君
須原 片岡勝治君
神沢 加藤進君
和田 静夫君
木内 柴立君
鬼丸 愛子君
志村 愛子君
芳文君
黒住 忠行君
正市君
田中 正君

國務大臣 外務大臣 大平 正芳君

恩給法等の一部を改正する法律
昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

去る六日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。
公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

一、公聴会の問題
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について

一、開会の日
昭和四十八年七月十六日
右の通り議決した。よつて參議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和四十八年七月六日
運輸委員長 長田 裕一
參議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

総合研究開発機構法案

地価公示法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。

総合研究開発機構法
地価公示法の一部を改正する法律

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日
參議院議長 河野 謙三殿
商工委員長 佐田 一郎

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
同日議員から左の質問主意書が提出された。
不動産登記法第百五条についての法務省民事局
すべての核保有国にたいへん、核実験と核兵器の全面禁止を求める決議案(須藤五郎君発議)
同日議員から左の質問主意書が提出された。
長通達に関する質問主意書(鈴木強君提出)
同日議員から左の質問主意書が提出された。
医療保障基本法案(須原昭二君外六名発議)
同日議員から左の議案が撤回された。

本法律案は、中小企業信用保険について、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げるとともに、公害防止保険のてん補率を引き上げて、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、昭和四十八年

度一般会計予算において、中小企業信用保険公庫への出資金として、百五十億円(融資基金百億円、保険準備基金五十億円)が計上されている。なお、昭和四十八年度政府関係機関予算総則において、中小企業信用保険公庫の保険額の総額は二兆七千万円と定められている。

審査報告書

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

商工委員長 佐田 一郎

要領書

参議院議長 河野 謙三殿

記

役員としての参加等、開拓者の意向が十分に反映するよう措置すること。

二、開拓融資保証協会の職員については、原則として農業信用基金協会または農業信用保険協会が引き継ぐことによりその身分の安定を図ること。

三、統合に当つては、開拓融資保証協会において事前に所要の代位弁済、不良求償権の償却を適切に行なうよう措置すること。

四、統合後における開拓者に対する資金融通をより一層円滑にするため、金利、保証限度額、保証決定の審査、融資保険の運用等、融資・保証業務の実施方法について配慮すること。

五、開拓営農のすぐれた特性を生かす上で、開拓地における営農基盤整備の重要性にかんがみ、開拓地の道路等補修事業等については、必要に応じて追加事業も含め、一層の推進を図ること。

六、開拓者に対し売り渡された土地のうち売渡登記が未済のものにつき、その登記の促進に努めること。

七、開拓者負債対策について遺憾なきを期するところに、都道府県開拓農業協同組合連合会の再編整備事業については、十分指導および助成措置を講ずること。

八、開拓行政の一般農政

の施策の充実強化に努めるとともに、本法の施行にあたつては、統合の円滑な推進を図るために、都道府県ならびに開拓融資保証協会、農業信用基金協会および農業信用保険協会等の関係機関を十分指導し、特に、統合後も開拓融資保証制度の長所を生かす等、統合が開拓者にとって不利益となるよう十分配慮し、また、開拓行政の一般農政への移行にあたつては開拓事業の完全実施を図るよう左記事項に留意して、遺憾なきを期すべきである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

参議院議長 河野 謙三殿

変化に対処し、通商産業行政の強力な推進を図るため、通商産業省の鉱山石炭局と公益事業局とを統合して、同省の外局として資源エネルギー庁を設置するとともに、その他の本省内部部局についてもこれを全面的に再編整備しようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費は約十八億五千八百四十万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

二、費用

本法施行に伴う経費は約十八億五千八百四十万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。